

第7次京都府食の安心・安全行動計画における数値目標一覧（案）

資料5

柱1 生産から消費に至る食品の安全性の確保（12項目）

7次	6次	具体的な施策	目指す姿	指標	参考値 R4実績	参考値 R5実績	6次計画 R6目標	数値目標 R11	数値目標の考え方	主な担当課	
①	①	農薬使用者に対する適正使用指導	農業者に対して農薬の使用や保管状況を指導し、農薬に係る危害が発生しないことを目指します。	指導数 (回/年)	278	368	270	270	府内の農薬使用者に対して農薬に係る危害発生防止のため、府内5か所（4広域振興局単位と京都乙訓の地域。以下同じ）で年270回の適正使用指導を行います。	農産課	
②	②	全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導	畜産農家に対して動物用医薬品等使用状況を確認し、家畜伝染病が発生しないことを目指します。	指導率 (%)	100	100	100	100	全ての畜産農家（令和5年家畜飼養911戸）に対して豚熱等の家畜伝染病の検査、飼養衛生管理基準遵守の点検、動物用医薬品の適正使用等について、年1回以上指導します。	畜産課	
③	③	養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査	養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ対策を監視し、高病原性鳥インフルエンザが発生しないことを目指します。	検査率 (%)	100	100	100	100	1,000羽以上飼養農場（令和5年46農場）に対して高病原性鳥インフルエンザのウイルス学的検査を行い、発生予防に取り組みます。	畜産課	
④	④	全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導	水産養殖業者において動物用医薬品等が適正に使用されることを目指します。	指導率 (%)	100	100	100	100	全ての水産養殖業者（令和5年給餌養殖事業者20件）に対して動物用医薬品の適正使用等について、年1回以上指導します。	水産課	
拡充	⑤	⑤	二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査	貝毒の発生状況を監視し、食中毒が発生しないことを目指します。	調査数 (回/年)	63	54	48	72	貝類の主要産地である4海域において、月1回、麻痺性貝毒の発生状況を調査します。下痢性貝毒の発生期間（4～6月）、既発生海域（4海域）について、月2回、公定法によるモニタリングを実施します。	水産課
⑥	⑥	農薬販売店への立入調査	農薬販売業者に対して監視・指導を行い、適正な販売管理の確保を目指します。	調査数 (回/年)	191	204	200	200	府内にある農薬販売店（令和5年事業者956店）での適正な販売を監視・指導するため、毎年200店、各1回の立入調査を行います。	農産課	
⑦	⑦	飼料等製造業者、販売業者への立入調査	府内飼料等業者において飼料等が適切に製造・販売されることを目指します。	調査数 (件/年)	14	13	13	13	全ての飼料等業者（令和5年事業者107件）に対し、法に基づく取引記録の保存年限（8年）内に調査を実施し、家畜飼料の適切な製造、販売を監視・指導します。	畜産課	
拡充	⑧	巡回指導による食品表示の適正化	食品表示違反が発生しないことを目指します。	適正表示率 (%)				100	適正に表示されている食品の割合100%を目指し、府内5か所、全体で200店舗以上を巡回し、監視・指導します。	農政課 生活衛生課 健康対策課 消費生活安全センター	
⑨	⑨	食品表示における科学的検査	食品表示違反が発生しないことを目指します。	検査数 (検体/年)	40	40	40	40	流通食品の抜き取り検査を年4品目、各10検体実施し、食品表示が適切に行われているかを監視します。	農政課	

7次	6次	具体的な施策	目指す姿	指標	参考値 R4実績	参考値 R5実績	6次計画 R6目標	数値目標 R11	数値目標の考え方	主な担当課
⑩	⑩	新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導	テイクアウトやデリバリーによる食中毒が発生しないことを目指します。	指導率 (%)	100	100	100	100	新たに許可を受けた飲食店（参考：令和5年度2,035店）に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導を行います。	生活衛生課
⑪	⑪	食品衛生法に基づく食品等の収去検査	食中毒や食物アレルギー、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。	検査数 (検体/年)	750	750	750	750	年750検体について、残留農薬、添加物等の計画的なモニタリング検査を行い、安全な食品の提供を確認します。	生活衛生課
⑫	⑫	野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導	野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導により、衛生管理の向上を目指します。	監視指導率 (%)	92	100	100	100	野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設（令和5年26施設）を年1回以上監視し、衛生管理の向上を指導します。	生活衛生課

柱2 食品関連事業者の自主的な取組の促進（9項目）

7次	6次	具体的な施策	目指す姿	指標	参考値 R4実績	参考値 R5実績	6次計画 R6目標	数値目標 R11	数値目標の考え方	主な担当課
⑬	⑬	農薬講習会の開催	農薬を取り扱う事業者に対して講習会を行い、農薬の適正な使用を目指します。	参加人数 (人/年)	323	280	290	290	農薬販売店や造園業者などの農薬管理指導士を対象に、認定の有効期間（3年）内に講習会に参加いただき、農薬の適正な使用を徹底します。	農産課
⑭	⑮	自主的な残留農薬分析の推進	府内産農産物の農薬に係る危害発生防止を目指します。	検査数 (検体/年)	140	124	124	124	生産者団体等が124検体の自主的な残留農薬分析を行うことで、市場流通を未然に防ぐとともに、生産段階における農薬の適正使用を徹底します。	農産課
⑮	⑯	HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催	HACCP等、新しい法制度に食品等事業者が確実に対応できることを目指します。	開催数 (回/年)	34	25	30	25	府食品衛生協会と連携し、府内各所で研修会を年25回開催し、HACCPに沿った衛生管理のフォローアップを行います。	生活衛生課
変更	⑯	⑰	食品関連事業者向け食品表示制度の普及啓発	普及啓発数 (回/年)	(6)	(6)	(5)	(5)	食品関連事業者を対象に、府内5か所で事業者向け講習会、資料提供等を行い、食品表示制度を普及啓発します。	農政課 生活衛生課 健康対策課
				普及啓発人数 (人/年)	144	131		130		
⑰	⑲	きょうと健康おもてなし 食の健康づくり応援店の登録	健康的で安全な食環境が整備されることを目指します。	延登録店舗数 (店舗)	804	811	800	1,000	飲食店等の登録店舗を引き続き維持、増加することで、健康や食物アレルギーに配慮した食生活を支援し、安心して外食等ができる環境づくりを目指します。	健康対策課
⑱	⑳	食物アレルギーのある児童・生徒への個別の取組プランの作成率の向上	公立学校における食物アレルギー事故ゼロを目指します。	プラン作成率 (%)	97	97	100	100	公立学校において府が推奨するマニュアルに基づく個別の取組プランが作成されるよう推進します。	保健体育課
新規	⑲	京都府みどり認定の拡大	化学肥料・化学農薬の低減や温室効果ガスの排出削減等に取り組む農林漁業者の認定数の拡大を目指します。	延認定者数 (人)		289		1,000	化学肥料・化学農薬の低減等に取り組む農業者や農業団体に認定取得を働きかけ、認定者数の拡大を進めます。	農産課

	7次	6次	具体的な施策	目指す姿	指標	参考値 R4実績	参考値 R5実績	6次計画 R6目標	数値目標 R11	数値目標の考え方	主な担当課
拡充	⑳	㉓	特別栽培米など環境にやさしい農業の推進	環境への負荷を低減する「環境にやさしい農業」を拡大し、持続可能な農業の推進を目指します。	面積 (ha)	2,269	2,468	2,306	3,000	特別栽培米、京のこだわり農法、有機農業等の「環境にやさしい農業」について農業改良普及センターや農業関係団体と連携して推進します。	農産課
	㉑	㉔	気候変動等にも対応した安心・安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施	気候変動等にも対応した安心・安全な府内産農林水産物の安定供給を目指します。	件数 (件/年)	7	6	6	6	温暖化や自然災害などのリスクを回避するため、新品種の育成や新技術の開発など年6件の試験研究、課題に取り組みます。	流通・ブランド戦略課

### 柱3 消費者への情報提供の充実と相互理解（7項目）

	7次	6次	具体的な施策	目指す姿	指標	参考値 R4実績	参考値 R5実績	6次計画 R6目標	数値目標 R11	数値目標の考え方	主な担当課
	㉒	㉖	食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション等の開催	消費者、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。	参加者数 (人/年)	546	596	500	500	府内各地でリスクコミュニケーション等を開催し、年500人以上の参加により、消費者、事業者、行政の相互理解を促進します。	農政課 関係課
	㉓	㉗	学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成	将来を担う若者の食の安心・安全に関する意識の向上を目指します。	延登録者数 (人)	176	206	150	296	大学生等を対象に年15人以上のヤングサポーターを養成し、食の安心・安全に関する知識を普及啓発します。	農政課
新規	㉔		府民と食品関連事業者の相互理解促進に向けた京の食文化の語り部による講演会の開催	京の食文化の語り部の普及活動を通じて、食文化や府内農林水産物の魅力、食の安心・安全に対する理解促進を目指します。	受講者数 (人/年)	/	/	/	400	府内の農林水産物や食文化に造詣の深い京の食文化の語り部による講演会を開催します。	流通・ブランド戦略課
変更	㉕	㉚	緊急時の食に関する対応研修会の開催	災害など緊急時においても安心・安全な食が提供され、食中毒や食物アレルギーなどが発生しないことを目指します。	開催数 (回/年)	(5)	(5)	(5)	(5)	府民のほか、自治体や団体職員等を対象として、府内5か所で災害時の食の安心・安全に関する研修会を開催します。	生活衛生課 健康対策課 農政課
					参加人数 (人/年)	164	282	/	200		
	㉖	㉘	食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大	インターネット上の講座「食の府民大学」を拡大し、府民の食の安心・安全に関する正しい知識の普及を目指します。	総動画再生数 (回)	61,811	72,562	60,000	130,000	毎年、新規講座を開講し、総動画再生回数13万回以上を目指し、府民の食に関する学習環境の充実を図ります。	農政課 関係課
変更・拡充	㉗	㉙	府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介	府民・食品関連事業者への的確に情報提供し、府民の食の安心・安全に関する正しい知識の普及を目指します。	更新数 (回/年)	(12)	(12)	(12)	(12)	府のホームページ「食の安心・安全きょうと」に府の施策や行事の最新情報を逐次分かりやすく掲載します。	農政課 生活衛生課 関係課
					閲覧数 (回/年)	84,474	108,618	/	120,000		
変更・拡充	㉘	㉚	SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信	SNS等を活用し、府民の食の安心・安全に関する正しい知識の普及を目指します。	発信数 (回/年)	(24)	(24)	(24)	(24)	Facebook、X（旧Twitter）等のSNSを活用し、食の安心・安全に関する情報を発信します。	農政課 関係課
					閲覧数 (回/年)	/	22,582	/	24,000		

第7次行動計画で数値目標を設定しない項目と理由

第6次行動計画の柱2 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進（4項目）

	7次	6次	具体的な施策	目指す姿	指標	参考値 R4実績	参考値 R5実績	6次計画 R6目標	数値目標 R11	削除の理由	主な担当課
統合	⑬ に統合	⑭	農薬管理指導士の養成	農薬の取扱いに精通した「農薬管理指導士」を育成し、農薬の適正な使用を目指します。	延登録人数 (人)	933	965	930		農薬の適正な使用を目指した「農薬講習会の開催」の取組であわせて実施するため。	農産課
統合	⑮ に統合	⑳	ボランティア向けの食の安心・安全講習会の開催	食中毒や食物アレルギーによる健康被害などが発生しないこと目指します。	開催数 (回/年)	3	5	5		参加対象者を限定せず、「緊急時の食に関する対応研修会の開催」の取組であわせて実施するため。	生活衛生課 健康対策課 農政課
削除		㉑	6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催	6次産業化に取り組む生産者のHACCPや食品表示等の新しい制度に関する知識向上を目指します。	開催数 (回/年)	4	5	5		食品衛生法の改正に伴うHACCPや営業許可業種の変更など、新しい制度に係る移行期間が終了したため。	流通・ブランド戦略課
削除		㉒	営農支援クラウドシステムによる営農指導の強化と栽培履歴の電子化	WEBを活用した病虫害診断や農薬防除指導、栽培履歴の電子化を図ることで、安心・安全な京野菜生産と産地の持続可能性向上を目指します。	延導入団体数 (件)	5	5	5		令和2年度以降、システム利用に係る補助金を創設して支援してきたが、システム普及が一定図れたことから、令和5年度をもって当該補助事業を廃止したため。	流通・ブランド戦略課